

新型コロナウイルス感染症検体搬送業務委託仕様書

1 目的

本仕様書は、新型コロナウイルス感染症等の検査を行う検体を、衛生薬業センターへ搬送する業務を委託するための基本的仕様を定めるものである。

2 各医療機関から衛生薬業センターへの検体搬送

受注者は、各医療機関から衛生薬業センターへの搬送について、以下のとおり業務を実施する。

(1) 検体搬送元及び搬送先の場所並びに連絡先

この業務における搬送元及び搬送先は別表のとおりとする。また、この仕様書に定める事項又はその他業務実施上の必要に応じて搬送元又は搬送先へ連絡を行う場合の連絡先は、別表の連絡先電話番号とする。

(2) 業務実施時間

検体の受取及び搬送業務は、業務委託契約期間内における平日5時～22時とする。

(3) 検体の受取及び搬送等の業務内容

ア 搬送する検体は、その都度変動するが、概ね次のとおりである。

・25L程度のクーラーボックス1～2箱分

イ 搬送元の医療機関からの連絡を受け、搬送元において検体を受け取る。検体の受取は、搬送元からの連絡を受けてから概ね2時間以内に実施する。

ウ 検体は、受取後直ちに搬送を行い、受取から概ね2時間以内に搬送先へ届ける。

エ 搬送先の衛生薬業センターの担当者から指示があった場合には、検体の入っていないクーラーボックスまたは検体採取用資材（25L程度の段ボール箱1～2箱分）を受領し、指示された医療機関へ届ける。この際、届ける日時を届け先の医療機関へ連絡する。

3 業務実施時の遵守事項

受注者は、2の業務実施にあたり、以下の事項を遵守する。

(1) 搬送にあたって、受注者の搬送担当者は、当該検体の搬送のみに従事する。

(2) 搬送元での検体の受取場所及び搬送先での検体の受渡し場所は、それぞれ搬送元及び搬送先の担当者の指示に従うものとする。

(3) 搬送に用いるクーラーボックス（保冷剤も含む）は、衛生薬業センター等で用意する。

(4) 検体の搬送にあたっては、次の注意事項を遵守する。

ア 検体は高温にならないようにする。

イ 検体に過剰な振動が加わらないようにする。振動防止のため、原動機付自転車や自動二輪者による搬送は禁止とする。

ウ クーラーボックスには、特に冷蔵保存が必要な検体が入れているため、決して蓋を開けない。

(5) 天災等、受注者の責に帰さない理由により、検体搬送が著しく遅延するなどの事態の場合は、衛生薬業センター等の担当者に連絡し指示に従うものとする。

4 実績報告

受注者は、業務を実施した月ごとの業務実績について、別に定める様式により佐賀県へ実績報告書を提出する。

5 その他

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、佐賀県及び受注者が協議のうえ決定するものとし、受注者の一方的な解釈によって処理してはならない。

【別 表】

	名称	所在地	担当	連絡先電話番号
搬送元	佐賀県医療センター 好生館	佐賀市 嘉瀬町中原 400 番地	佐賀中部保健福祉事務所	0952-30-1325
	国立病院機構 東佐賀病院	三養基郡みやき町 大字原古賀 7324	鳥栖保健福祉事務所	0942-83-3579
	日本赤十字社 唐津赤十字病院	唐津市 和多田 2430	唐津保健福祉事務所	0955-73-4186
	伊万里有田共立病院	西松浦郡有田町 二ノ瀬甲 860 番地	伊万里保健福祉事務所	0955-23-2101
	独立行政法人国立病院機構 嬉野医療センター	嬉野市嬉野町 大字下宿甲 4279-3	杵藤保健福祉事務所	0954-22-2104
	医療法人社団如水会 今村病院	鳥栖市轟木町 1523 番地 6	林田 龍一	0942-82-5550
	国立病院機構 佐賀病院	佐賀市日の出 1 丁目 20-1	執行 えりこ	0952-30-7141
搬送先	衛生薬業センター	佐賀市 八丁畷町 1-20	微生物課	0952-30-5009